

相生市 中小企業奨学金返還支援事業 のご案内

若手従業員への奨学金返還手当を補助します

市では、市内事業者の人材確保と若年者の地元就職・定着を図るため、従業員の奨学金返還を支援する市内事業者に補助を行います。ぜひご活用ください。

●補助対象事業者

- ①市内に主たる事業所を有する事業者
- ②従業員への奨学金返還支援制度を設け、兵庫県中小企業就業者確保支援事業※を利用している事業者
- ③市税を滞納していない事業者

●対象従業員の範囲

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③申請時点で当該事業者への就職が5年以内の、30歳未満の者
- ④市内に住所を有し、市税を滞納していない者

●補助の期間と金額

- ①対象従業員1人につき、最大5カ年
(就職5年目の者であれば、補助期間は最長1年間)
- ②対象従業員1人あたり、県補助金額の2分の1(上限3万円)
※千円未満切り捨て



※兵庫県中小企業就業者確保支援事業については、下記のサイトをご確認ください。

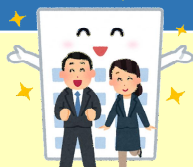
兵庫県 奨学金支援



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shogakukin.html>

制度利用の例 (対象従業員の年間の返済額が18万円の場合)

従業員年間返済額 18万円	事業者の支援総額 15万円			本人負担 3万円
【県制度のみ利用】	県 6万円	事業者 <u>9万円</u>		
【市制度との併用】	県 6万円	市 3万円	事業者 <u>6万円</u>	



市の制度を利用すると負担が少なくなります!!